広島県教育委員会規則等の一部改正について

広島県教育委員会規則等の一部改正について、別紙のとおり提案します。

令和6年3月22日

広島県教育委員会教育長 平川 理恵

1 提案の主旨

職場内で職員一人ひとりが自分の意見を自由に出し合える雰囲気を醸成し、「心理的安全性」の定着を図るとともに、令和6年度からの定年引上げ導入後において、主査級の職員が、これまでに培った知識や経験を活用しながら引き続き能力を発揮できるよう、教育委員会事務局等における評価要素である、コンピテンシーモデルに「心理的安全性」の確保につながる内容や、知識や経験の活用といった内容を追加することとし、広島県教育委員会規則等の一部を改正する。

2 一部改正する規則等

- ・広島県教育委員会事務局等の職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令
- ・広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令
- ・広島県立学校職員の人事評価に関する訓令
- ・広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則

3 規則案

別紙のとおり

4 施行期日

令和6年4月1日

別表第二(第	(11) 朱鹮)		高	交第二 (第	三(条票)	
な職 撃進的		然遂行能力		な職 標準的		%遂行能力
(盤)	(盤)	(盤)		(盤)	(盤)	(盤)
	(盤)	(盤)		熊 吳	(盤)	(盤)
	ーツップ ロ シーダ	は、 をなるない に、 をなるない に、 をなるない を を を を を を を を を を を を を			ーツップ ロ リーダ	びら 様を まとめ 高い 高い に に に に に に に に に に に に に
	(盤)	(略) <u>導いている。</u> <u>参果的</u> に組織を			(盤)	(盗)
(盤)	(盤)	(盤)		(盤)	(盤)	(盤)
孫岷	(器)	(2)		孫 威	(盤)	(泰)
る 員 監 主 (で を を で で で を を が) (で を を を が) (の 服) (の 服) (の 服))	ロ シーダ	版の で が が が が が が が が が が が が が		る 員 の に を は の の の の の の の の の の の の の の の の の の	ーツップ 図 シーダ	接している。 極知となるよう女 極的に業務に取め、係年年が取り と、係年年が増 を <u>「なって</u> 」 首別を集 自分な、メンバー
₩₩ ((盤)	(<u>と</u>)		半粒 ((<u>と</u>)	(盤)
	11 半一寸	係員やチームが		監督職	11 ルーマ	係員やチームが(脚)

改正する。

広島県教育委員会事務局等の職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令(平 成二十八年広島県教育委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように

広島県教育委員会事務局等の職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定め る訓令の一部を改正する訓令

教育長 平 川 理 恵

令和六年 月 日 広島県教育委員会

部を改正する訓令を炊のように定める。

改正後

広島県教育委員会事務局等の職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令の一

地方機関 学校以外の教育機関

上

 \forall

改 正 前

広島県教育委員会訓令第 号

な 選	標準職	防遂行能力
(盤)	(盤)	(盤)
所長((盤)	(盤)
行政職	四 リーダ	所属の方針を打
六級職	ーツシン	ち出した上で、
員等を		部下が発言・行
歩く。		動しやすい組織
)		風土を創り出し
		高い信頼を得て
		効果的に組織を
		<u> 薄いて</u> いる。
	(盤)	(盤)
(盤)	(盤)	(盤)
主((盤)	(盤)
開梦職	四 シーダ	自分なりの方針
員に限	->>> ^	を云えるととも

	別表第三	(無川	徐黙庥)
--	------	-----	------

(盤)

主任

員を除

√°)

ワーク

(盤)

玉 人材育

六 専門性

(盤)

(盤)

11 4-4 ワーク

(盤)

(盤)

獲得

松

協力し、信頼し

合って仕事を進 められるよう気 を配り、メンバ ーの意見や質問 を引き出してい

(盎)

後輩(同僚)の 意見や質問を傾

聴した上で、ど のようにやるか を実際にやって 見せ、理由や考 え方を説明して

常に最新の知識 を主体的に習得

し、これまでに 培った知識や経 験と融合させ、 現場での深い検 計を通じて、専 門領域として活 用している。

(盤)

(盤) 同僚や後輩に対

して真摯な態度 で接し、確実な 報・連・相や意 見、質問を行い、 信頼感を作り出 している

(盤)

(盤)

 \mathcal{M}_{\circ}

 $\geq 10^{\circ}$

表第三(第	三条関係)						
な 職 準 的	標準職務遂行能力						
(盤)	(盎)	(盎)					
所長((盎)	(盤)					
(除員六行) (水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・水・	ー シップ	が (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大					
	(盤)	(盤)					
(盤)	(盤)	(盤)					
主(重)	(盎)	(盤)					
開極職	四 ブーダ	自分なりの方針					
員に限	ーツシン	を伝え、メンバ					

別表第三(第三条類系)

~。) 二型を統	レーク	を配っている。 められるよう気合って仕事を進ぬ力、信頼し、信頼し
	(盤)	(盤)
	成五人材育	説明している。 理由や考え方を際にやってよる 際にやってまた うにやる クー毘せ うにかる かをませ 対して、 どかをませ、 ぎのよま (同僚)の
	漢得 大 専門性	用している。即領域として活動を通じてて、現場での深い様のない、奪権のに召得には、教権のに習得し、
	(盤)	(盤)
出出	(盤)	(盤)
—	D-V	り出している。い、信頼感を作扱・連・相を行り接し、確実なり、確実なして真摯な態度回像や後輩に対
	(と)	(盤)
(盤)	(盤)	(金)

この教育委員会訓令は、令和六年四月一日から施行する。附 則

へ。) 	レーク 1	るを ・ ・ は ・ ・ ・ は ・ 		へ ・ を ・ を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	フーク 1 チーム (器)	を な ら 始 係 か ら 始 係 か ら か な ら か ら か ら っ か ら っ か に し た い ら ら い か に か ら い か ま に り ら か が 離 か ら か が 離 か と が が か か に が が か が が か に が が も に が が し か に が が か は し が は し が ま も は ま か に か に か に か に か に か に か に か に か に か
	(盤)	(盤)			(盗)	(昝)
	成五人材育	いる。			战 五人材育	説 明 明 田 上 た た た た よ ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら
	一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次	田田 に に の の の の の の の の の の の の の			一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次	用用に関連を指して、一般を発売した。のでは、これが、これののでのでのがあるのが、これののが、これが、これが、は、これが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は
	(盤)	(盤)			(盤)	(盤)
出在	(盤)	(盤)		油在	(盤)	(盤)
		こといる。 信無感なる。 見、質問を生り出、質問を与り出、を発し、単名を与り、 を接い、理解を行い、 は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、				という 田田でいる。 は、世間をある。 のは、世界をあり、 日本をは、 田様を は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
(Vπ\	(盤)	(盤)		(.Vn)	(盤)	(盤)
(盤)	(盤)	(盤)		(盤)	(盤)	(盤)
無 析 (§	位)		1 1	と	·)	

広島県教育委員会訓令第 号

ように定める。広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令を次の

令和六年 月 日

教育長 平 川 理 直広島県教育委員会

訓令広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する

員会訓令第七号)の一部を炊のように改正する。広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令(平成二十八年広島県教育委

云 品 製 イ 紙 川 吹 日 「 平 成 」 や 「 令 和 」 と ′ 「 方 針 を 実 現 す る た め の 環 境 整 備 を 行 う 」 や 「 部 下 が 発 言 ・ 行 動 し や す い 組 織 風 土 づ く り を 行 い 、 方 針 を 実 現 す る た め の 環 境 を 整 備 す る 」 と ′ 「 O J T を 行 う 」 や 「 O J T を 行 い 、 成 長 の た め の 挑 戦 を 促 す 」 と お る や °

云品数长紙とゆせ「平成」や「令和」と、「報・連・相を行い」や「報・連・相や意見、

別記様式第七号から別記様式第九号までの様式中「刊み」を「か古」に改める。

温

この教育委員会訓令は、令和大年四月一日から施行する。

広島県教育委員会規則第 号

る。広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め

令和大年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

人号)の一部を炊のように改正する。広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則(平成二十八年広島県教育委員会規則第

改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように

	改 正	溆			改 正	温
	(第8条関係) 育職		別表 イ		58条関係) 战	
職		内 容		職名	評価項目	内 容
校長	(略)	(略)		校長	(略)	(略)
	③教職員人	教職員の服務監督			③教職員人	教職員の服務監督
	事管理	を適切に行うこと。			事管理	を適切に行うこと。
		教職員が発言・行				
		動しやすい組織風				
		土を創り出すこと。				
		教職員の人事評価				教職員の人事評価
		を適正に行うとと				を適正に行うとと
		もに、人材育成を				もに、人材育成を
		図ること。 主任の命課、分掌				図ること。 主任の命課、分掌
		配置等を適切に行				配置等を適切に行
		うこと。				うこと。
教頭	(略)	(略)		教頭	(略)	(略)
	③教職員指	教職員の能力を把		2000	③教職員指	教職員の能力を把
	導	握し、的確な指導			導	握し、的確な指導
		育成を行うこと。				育成を行うこと。
		教職員の服務監督				教職員の服務監督
		を適切に行うこと。				を適切に行うこと。
		教職員が発言・行				
		動しやすい組織風				
(m/z)	\ (m\zeta\)	土を保つこと。		(mな)	(m/z-)	(m&x)
備考) (略) (略)	(略)		(略) 備考	(略)	(略)
	(<i>哈)</i> 各)			(-4-)	(哈)	
ハ行				(略) (行政暗	<u>‡</u>	
職		内 容		職名	評価項目	内 容
総括		(略)		総括事	(略)	(略)
務長	③事務職員	共同事務室に属す		務長	③事務職員	共同事務室に属す
事務	長 育成	る事務職員等に指		事務長	育成	る事務職員等に指
		導助言をし、能力				導助言をし、能力
		の育成を行うこと。				の育成を行うこと。

•		

共同事務室に属す る事務職員等が発

言・行動しやすい 組織風土を保つこ

(略)

この教育委員会訓令は、令和六年四月一日から施行する。

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

宝 宝

広島県教育委員会訓令第 号

県 立 学 校

今和六年 月 日 広島県立学校職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県立学校職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令

)の一部を炊のように改正する。広島県立学校職員の人事評価に関する訓令(平成二十八年広島県教育委員会訓令第八号

改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように

改 正 後		改 正 前					
別表第1 (第 イ 教育職	別表第 1 (第 8 条関係)			別表第1 (第8条関係) イ 教育職			
職名	評価項目	内 容	١ '	職名	評価項目	内 容	
校長	(略)	(略)		校長	(略)	(略)	
	③教職員人	教職員の服務監督			③教職員人	教職員の服務監督	
	事管理	を適切に行うこと。			事管理	を適切に行うこと。	
	762	教職員が発言・行			4 B 12	2 M 3 (C1) / C C 0	
		動しやすい組織風					
		土を創り出すこと。					
		教職員の人事評価				教職員の人事評価	
		を適正に行うとと				を適正に行うとと	
		もに、人材育成を				もに、人材育成を	
		図ること。				図ること。	
		主任の命課、分掌				主任の命課、分掌	
		配置等を適切に行				配置等を適切に行	
1.1	6.43	うこと。		1.1	() A	うこと。	
教頭	(略)	(略)		教頭	(略)	(略)	
	③教職員指	教職員の能力を把			③教職員指	教職員の能力を把	
	導	握し、的確な指導			導	握し、的確な指導	
		育成を行うこと。				育成を行うこと。	
		教職員の服務監督 を適切に行うこと。				教職員の服務監督 を適切に行うこと。	
		を週切に打りこと。 教職員が発言・行				を週9/1/17 こと。	
		動しやすい組織風					
		土を保つこと。					
主幹教	(略)	(略)		主幹教	(略)	(略)	
諭(部	②教職員の	部に属する教職員		諭(部	②教職員の	部に属する教職員	
主事に	育成	に指導助言をし、		主事に	育成	に指導助言をし、	
限る。	, , , , ,	能力の育成を行う		限る。	, , .	能力の育成を行う	
以下「		こと。		以下「		こと。	
部主事		部に属する教職員		部主事			
」とい		が発言・行動しや		」とい			
う。)		すい組織風土を保		う。)			
		<u>っこと。</u>					
	(略)	(略)			(略)	(略)	

(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
備考	(略)			備考	(略)	
口(略)				(略)		
ハ 行政	職(二に掲げる	職務を除く。)	ン	、 行政職	銭 (二に掲げる	職務を除く。)
職名	評価項目	内 容		職名	評価項目	内 容
事務部	(略)	(略)		事務部	(略)	(略)
長	③事務職員	事務室に属する事		長	③事務職員	事務室に属する事
総括事	育成	務職員等に指導助		総括事	育成	務職員等に指導助
務長		言をし、能力の育		務長		言をし、能力の育
事務長		成を行うこと。		事務長		成を行うこと。
		事務室に属する事				
		務職員等が発言・				
		行動しやすい組織				
		風土を保つこと。				
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
二 (略)				(略)		

室 別

この教育委員会訓令は、今和六年四月一日から施行する。